



2024年6月11日

各位

会社名 出光興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 木藤 俊一
(コード番号:5019 東証プライム市場)
問合せ先 経理財務部 IR 室長 茂木 大輔
(TEL. 03-3213-9307)

第109回定時株主総会に関するISS社の反対推奨に対する当社の見解について

2024年6月25日開催の当社第109回定時株主総会に付議する「第2号議案 監査役1名選任の件」につきまして、議決権行使助言会社 Institutional Shareholder Services 社（以下ISS社）は、社外監査役候補者である手塚正彦氏の選任に反対を推奨しております。

当社の考え方は招集通知に記載のとおりでございますが、改めて下記のとおり見解を述べさせていただきますので、当社見解をご確認・ご理解いただいたうえで議決権を行使していただきたく、お願い申し上げます。

なお議決権助言会社であるGlass,Lewis&Co社は、手塚正彦氏の選任に賛成を推奨しております。

記

1. ISS社の反対推奨の内容

ISS社は、その議決権行使推奨基準において、「会社(当社)と社外取締役や社外監査役の間に、社外取締役や社外監査役として選任される以外に関係がないこと」を掲げており、「会社の監査法人において、勤務経験がある」ケースについては、多くの場合ISS社の独立性基準を満たさないとしています。

手塚正彦氏は当社の会計監査人である監査法人トーマツ(有限責任監査法人トーマツ)において過去に勤務経験があることから、同氏の選任について反対推奨しました。

2. ISS社の反対推奨に対する当社の見解

当社は、次の理由から、手塚正彦氏の独立性に問題はなく、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行するものと判断しております。

- ① 当社の独立性判断基準においては、クーリングオフ期間を3年としており、当社が上場する東京証券取引所は、上場会社(当社)から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ている会計専門家を社外役員として選任する場合、そのクーリングオフ期間を1年としています。また、ニューヨーク証券取引所は、同様のケースにおいて、そのクーリングオフ期間を3年としておりますので、当社の独立性判断基準のクーリングオフ期間は妥当であると認識しております。手塚氏は2019年6月に監査法人トーマツを退職しており、以降約5年が経過しております。
- ② また、同氏は監査法人トーマツで勤務している際、当社の監査を担当した経験がありますが、2015年を最後に当社の監査業務に関わっておらず、以降約9年が経過いたしました。約9年という相当期間が経過していることを踏まえると、上記経験が同氏の独立性を否定するものとは考えられません。

以上により、当社は手塚正彦氏の独立性に問題はないと判断しております。

なお、同氏は、大手監査法人要職に就き、日本公認会計士協会会長を務めており、グローバル事業の監査経験も豊富であります。当社としては同氏に対し、社外監査役として経営戦略、国際ビジネス、ガバナンス等の視点から当社の経営に対して適切な指導・監査を行うことを期待しております。

株主・投資家の皆さまにおかれましては上記の当社見解をご認識の上、慎重に本議案の適否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

以上